予防接種を受け忘れていませんか？

大切な家族や自分の体を感染症から守るだけでなく、周りの人にうつさないためにも予防接種はなるべく早めに受けましょう。受け忘れがないか、母子健康手帳でご確認ください。

【注意事項】

○対象年齢以外の場合は自費となります。

○必ず医療機関で予約をしてから接種してください。市内医療機関に予診票を設置しています。市外（三重県内）で接種する人は予診票をお渡ししますので、下記までご連絡ください。

○キャッチアップ接種は国の方針により、子宮頸（けい）がん（HPV）ワクチンの積極的勧奨差し控えにより接種機会を逃していた人に対して、公平な接種機会確保のため、従来の定期接種の対象を超えて接種を行っています。キャッチアップ接種対象者であれば、3回目まで接種できるかどうかにかかわらず令和7年3月末まで定期接種として接種できます。

予防接種名	回　数	対象年齢
ロタウイルス	2～3回	1価（ロタリックス）：生後6～24週 5価（ロタテック）：生後6～32週 ※1回目の接種は、生後14週6日までに行うことが推奨されています。
ヒブ	1～4回	生後2カ月～5歳未満
肺炎球菌	1～4回	生後2カ月～5歳未満
B型肝炎	3回	1歳未満
5（4）種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風 ポリオ （ヒブ）	4回	生後2カ月～7歳6カ月未満 ※令和6年4月から、ヒブワクチンと4種混合ワクチンが1つになった5種混合ワクチンが定期接種になりました。従来の4種混合も接種できます。（原則、同じワクチンを続けて接種します。）
BCG	1回	1歳未満
麻しん・風しん混合（MR）	1回	1期：1～2歳未満
	1回	2期：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ（年長児）
水痘（水ぼうそう）	2回	1～3歳未満　※水ぼうそうにかかったことのある人は接種不要です。
日本脳炎	4回	1期（3回）：3～7歳6カ月未満 2期（1回）：9～13歳未満
二種混合（DT）	1回	11～13歳未満
子宮頸（けい）がん	2～3回	○小学6年生～高校1年生相当（16歳）の女子 ○平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子で過去に子宮頸がんワクチンの接種を合計3回受けていない人

【問い合わせ】 健康推進課　☎22-9653　FAX 22-9666　✉kenkousuishin@city.iga.lg.jp

水道管の冬支度をしましょう

気温がマイナス4度以下になると水道管の中の水が凍るといわれています。12月から2月にかけて、水道管の凍結や破損事故などが多く起こります。このような事故を防ぐため、水道管の凍結防止対策をお願いします。

◆防寒材を取り付けましょう

むき出しになっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上に保温材などが濡れないようにビニール袋などで覆い、テープなどを巻いて保護してください。

◆水道管が凍って水が出ないとき

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますので注意してください。

◆水道管や蛇口が破損したとき

量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。止水栓がわからなかったり、止められないときは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急措置をし、伊賀市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

※量水器より内線（宅内）側で、破損（漏水）により発生した水道の料金は本人負担となります。

※伊賀市指定給水装置工事事業者については、「伊賀市くらしのガイドブック」やホームページをご覧ください。

※この時期に長期間留守にする場合は、止水栓を閉めるなどの対策をお勧めします。

【問い合わせ】 ○水道の修繕など　水道工務課　☎24-0002　FAX 24-0006
○検針・閉開栓・料金など　上下水道お客様センター　☎24-0013　FAX 24-0007
○給水などの申し込み・漏水・濁水・水道メーターの取り替え・埋設管路に関することなど
上下水道お客様センター　☎24-3969　FAX 24-0007

伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金

若者の市内定住と市内企業への就業促進を図るため、奨学金の貸与を受けて修学した人が伊賀市に定住し、市内などの企業に就職した場合、最大100万円を支援します。

【対象者】

○令和5年4月1日以降に伊賀市内または定住自立圏域内の企業に就職した人

○奨学金の貸与を受けて修学した大学などを卒業し、自ら奨学金を返還している人

○ 35歳以下の人

○申請日において本市に住民票があり申請日から5年以上定住する意思のある人

※この他にも要件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【支援額】

奨学金の年間返還額の2分の1（年間上限20万円）を5年間（60カ月）、最大100万円を支援します。

【対象期間】

令和6年1月から12月の間に返還した奨学金が対象となります。

【申請方法】

申請書に必要書類を添えて提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

【申請期間】

令和7年1月から2月末まで

※支援期間は最大5年間ですが、毎年申請が必要です。

※申請期間を経過した場合は受け付けできませんのでご注意ください。

※申請のための要件や必要書類など詳しくは地域創生課へご確認ください。

【申込先・問い合わせ】 地域創生課　☎22-9680　FAX 22-9672　✉chisou@city.iga.lg.jp

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税と住民税の申告の際、全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、e-Taxで利用できる電子版もあります。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で受け取ることができます。（この登録をすると郵送がされなくなります。）

日本年金機構ホームページには、電子版の利用方法についての動画があります。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、確定申告をしてください。

※社会保険料（国民年金保険料）控除証明書については、ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）にお問い合わせください。

◆社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付時期

対象者	送付方法	送付時期
①令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人	電子送付	10月中旬から下旬にかけて順次
	郵　　送	10月下旬から11月上旬にかけて順次
②令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人（①の対象者は除きます。）	電子送付	令和7年1月下旬
	郵　　送	令和7年2月上旬

【問い合わせ】 ○保険年金課　☎22-9659　FAX 26-0151　✉hoken@city.iga.lg.jp
○津年金事務所　国民年金課　☎059-228-9112